

2024年度 北海道大野農業高等学校の部活動に係る活動方針

令和6年4月1日

方針策定の趣旨等

- 本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道大野農業高等学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定した。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- 教師が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、業務改善及び勤務時間管理等に係わる取組の徹底を図ることが重要である。そのため「学校における働き方改革『北海道アクションプラン』」で示している働き方改革に向けた取組を推進する。
- 本校は本方針に則り、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われ、地域・学校・競技種目・分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、速やかに改革に取り組む。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、2024年度次の部活動を設置する。

① 運動系

陸上部、男子バスケットボール部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、剣道部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、バトミントン部、サッカー部、フェンシング部、相撲部、男子ラグビー部、女子ラグビー部、野球部

② 文化系

演劇部、ボランティア部、茶道部、ホルスタインクラブ、放送局、新聞局、美術同好会

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。

【連絡先】 北海道大野農業高等学校 〒041-1231 北斗市向野2丁目26番1号

TEL(0138)77-8800 Fax(0138)77-8133

E-mail : oononougyou-jimu@hokkaido-c.ed.jp (担当：教頭)

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、持続可能な運営が行えるように努める。
- ・部活動に要する経費等に係る資料を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得るよう努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(1) 運動部活動における適切な指導

- ・スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ・生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、分野の特性等を踏まえた合理的で効率的・効果的な指導により休養を適切に取り、短時間で効果が得られるように努める。

3 適切な休養日等の設定

- ・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮する。

(1) 部活動休養日の実施

- ・学期中：週当たり2日以上（平日1日、週末1日以上）
- ・週末、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日へ振り替える。
- ・長期休業中：「学期中」に準ずる。
- ・学校閉庁日の設定：その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は可能な限り休養日とするよう努める。

(2) 部活動の活動時間

平日：2時間程度 休業日：3時間程度（練習試合や大会等を除く）

(3) その他

- ・定期考査1週間前～終了迄は実施しない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・年末年始等の学校閉庁日は実施しない。大会等がある場合は校長に相談する。

※上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な詳細については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」による。

4 部活動の充実について

(1) 環境の整備

- ・保護者等の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。
- ・学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ・学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、取組を推進する。

(2) 参加大会等の検討

- ・生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等を検討する。

(3) 信頼関係づくり

- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを行う。
- ・体罰等は絶対に許されないという考えを持ち指導を行う。

(4) 集団づくり

- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。